



「住宅用火災警報器の悪質訪問販売」に 注意してください！

住宅用火災警報器の設置義務化により、消火器と同様に不適正な価格(高額な価格)で販売をしたり、点検をする者が訪問するおそれがありますので、ご注意ください！

契約



悪質訪問販売

・消防署に依頼されて来ました！
・今すぐ、取り付けなければなりません。 **NO**



消防士

・消防署や市役所の職員が販売したり、販売を依頼することはありません。
・取付時期について、平成18年6月1日以降に新築するときは新築時に、平成18年6月1日に既に建っている住宅は、**平成23年5月31日**までに取付けます。 **YES**

契約



・消火器と警報器を一緒に設置しなければならない。
・すべての部屋に取り付けなければならない。
・資格がないと取り付けられない。 **NO**



・一般住宅には、消火器の設置義務はありません。
・取り付けなければならない部屋は、基本的には①寝室、②寝室のある階の階段で、すべての部屋ではありません。
・配線工事を必要としない警報器の取り付けは、一般の方でも取り付けることができます。 **YES**

契約



・今なら、とても安くします。1個3万円のところ2万円です！
ご近所の家も、ほとんど取り付けました。
・取り付けである警報器は点検が必要です。今なら格安で点検します。 **NO**



・警報器の値段は、機能によっていろいろありますが、4,000円～9,000円前後です。
・法律で点検の義務はありません。点検はひもを引いたり、ボタンを押したりして誰でもできます。点検業者に依頼する必要はありません。 **YES**

❗ 悪質な訪問販売の被害を防ぐには



POINT その場ですぐ契約するのではなく、契約書をよく読み、不用意にサインしない。
(特に高齢者の方が狙われやすいので、ご家族、親戚等によく話し合ってください。)



POINT あやしいと思ったら勇気をもって、きっぱりと断りましょう。
(「結構です」でなく「いりません」、「必要ありません」など。)



POINT 相手が脅迫的な言葉や行動にでたら、すぐ警察へ通報しましょう。



POINT 訪問販売では、「クーリングオフ制度」が認められております。契約後8日以内であれば、書面で契約を解除できます。契約書、領収証等を確実に保存し、早急に下記消費生活センターへご相談ください。なお、3,000円未満の現金取引は、クーリングオフはできません。

悪質訪問販売に遭遇した場合は、次の消費生活センター等に相談してください。

○佐渡市立消費生活センター(57-8143) ○新潟県消費生活センター(025-285-4196)

問合せ:佐渡市消防本部予防課(51-0123)又は最寄の各消防署予防係